

クーリングオフ制度について

～トラブルを防止するため正しく理解してください～

クーリング・オフ制度とは、法律で定められた指定商品等について、消費者が契約してしまった後、冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば消費者側から無条件で契約を解除できる制度のことです。

新聞は、指定商品に該当します。トラブルを防止するためにも、制度の概要を知っておいてください。

1. 主な取引内容、クーリング・オフ期間

訪問販売～契約書面を受領した日から8日間

クレジット販売～契約書面を受領した日または、クーリング・オフ制度告知から8日間

2. クーリング・オフのポイント（訪問販売の例）

契約場所が事業者の店舗・営業所以外の場所であること（ただしキャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法の場合は店舗や営業所での契約でもクーリング・オフが適用されます）

読者がYCに来店したり、電話やインターネットで申し込んだりした契約は、クーリング・オフできません。

クーリング・オフ行使期間内であること。

新聞購読は、契約書面を受領した日から8日以内であること。読者に契約書を渡していなかったり、記載内容に不備があったりするときは、8日を過ぎてもクーリング・オフは可能です。

クーリング・オフ妨害でないこと

正当な理由なくクーリング・オフをYCが受け入れなかった場合には8日間を過ぎてもクーリング・オフが可能になります。

特定商取引法にある訪問販売・電話勧誘販売取引において政令で指定された商品・権利・役務（サービス）の契約が対象であること。

新聞の購読勧誘は、これにあたります。

商品の購入価格が現金の場合は、3,000円以上の取引であること。

新聞の1か月以上の契約は対象になります。

3. クーリング・オフの効果

クーリング・オフが成立した場合、業者は違約金や損害賠償を消費者に請求できません。また受け取った現金があれば、消費者に返還しなければなりません。つまり、消費者には一切の負担なく、契約を解除することができるのです。

購読契約時に渡したサービス品は、回収可能ですが、トラブルの元になりかねませんのでケースバイケースで対応してください。

4 . クーリング・オフの仕方

クーリング・オフは、法律により書面で行うように定められています。

最も確実な方法は、内容証明郵便で行う方法です。内容証明郵便は、手紙の差し出し日時と手紙の内容を郵便局が公的に証明してくれるからです。

5 . 相談窓口

近くの消費者センタ - に相談してください。